

令和元年度  
行政監査報告書

小松島市監査委員

小 監 第 1 6 号  
令和 2 年 4 月 2 7 日

小 松 島 市 長 濱 田 保 徳 様

小松島市監査委員 井 関 勝 令  
小松島市監査委員 四 宮 祐 司

行 政 監 査 の 結 果 に つ い て ( 提 出 )

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定に基づき実施した令和元年度行政監査について、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告を決定したので、提出いたします。

## 目 次

1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査対象部局	1
5	監査の期間	1
6	監査の方法	1
7	監査の着眼点	1
8	監査の結果	2
	（1）随意契約の種類	
	（2）随意契約の根拠	
	（3）随意契約締結状況	
	（4）監査の結果	
9	監査意見	3

文中及び各表中の構成比率は、原則として、表示単位未満四捨五入、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

# 令和元年度行政監査報告書

## 1 監査のテーマ

「随意契約について」

## 2 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることとされており、随意契約は、地方自治法第234条第2項において、政令で定める場合に該当するときに限りできる旨規定されている。本市では、「随意契約ガイドライン（随意契約の適正執行に関する指針）」を定め、契約事務の適正化に向け取り組んでいるところである。こうしたことから、今年度の行政監査は、随意契約の現状を把握するとともに、契約事務の一層の公平性、適正性、透明性の確保を図り、適切な契約事務の執行に資することを目的として監査を実施するものである。

## 3 監査の対象

平成30年10月から令和元年9月までに締結された契約のうち、随意契約により締結されたもの（契約金額が小松島市契約規則別表の額を超えるもの）

## 4 監査対象部局

企業を除く全部局

## 5 監査の期間

令和元年10月31日・11月5日・11日

令和2年 1月31日・2月4日・5日

## 6 監査の方法

所管課に調査票及び関係書類の提出を求め、資料の確認を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

## 7 監査の着眼点

随意契約について、次の項目を着眼点として監査を実施した。

- (1) 随意契約とした理由は適切か。
- (2) 随意契約とした根拠は適正か。
- (3) 契約の締結内容は適正か。

## 8 監査の結果

行政監査の実施にあたり、事前に行った調査の回答に基づき、調査対象期間において随意契約により締結されているものを区分別に集計すると、以下のような結果になった。

### (1) 随意契約の種類

随意契約により締結したものを、契約の種類別に区分すると下表のとおりである。

契約の種類	件数	構成比 (%)
物品購入契約	14	4.4
委託業務	293	92.7
工事請負契約	5	1.6
修繕契約	4	1.3
計	316	100.0

随意契約により締結した契約の種類としては、委託契約が最も多く、316件中293件で、全体の92.7%であった。

### (2) 随意契約の根拠

随意契約により締結したものについて、随意契約の根拠を地方自治法施行令第167条の2第1項各号の該当する区分別に集計すると下表のとおりである。

該当する号	件数	構成比 (%)
第2号 (競争入札に適さない契約)	272	86.1
第3号 (福祉施設、団体等を優先する契約)	17	5.4
第4号 (新規事業分野の開拓事業者からの買い入れ契約)	0	0.0
第5号 (緊急の必要により競争に付することができない場合)	12	3.8
第6号 (競争に付することが不利と認められる場合)	4	1.3
第7号 (時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがある場合)	1	0.3
第8号 (競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき)	10	3.1
第9号 (落札者が契約を締結しないとき)	0	0.0
計	316	100.0

※契約金額が小松島市契約規則別表の額を超えるものが対象であるため第1号の欄は除いた。

随意契約の根拠を地方自治法施行令第167条の2第1項各号の区分別にみると、第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」が最も多く、272件(86.1%)であった。次いで、第3号の「福祉施設、団体等を優先するもの」で17件(5.4%)であった。

### (3) 随意契約締結状況

随意契約により締結したものについて、部局別の状況は下表のとおりである。

部局名	件数	構成比 (%)
総務部	52	16.5
市民環境部	23	7.3
保健福祉部	65	20.6
産業建設部	136	43.0
消防本部	1	0.3
教育委員会	30	9.5
議会事務局	3	0.9
選挙管理委員会	6	1.9
計	316	100.0

規則で定める額は次のとおりである。

○小松島市契約規則 別表 (第17条の2関係)

契約の種類	額
1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

### (4) 監査の結果

随意契約事務に関する手続きについては、概ね適正に執行されているが、今後の事務事業の改善に向けての意見は次項のとおりである。

## 9 監査意見

地方自治法第234条では、地方公共団体における契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるとされており、不特定多数の参加者を募る方法で、競争性、透明性、経済性等に優れている一般競争入札が原則とされている。他方指名競争入札、随意契約及びせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、できることとされている。随意契約は、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定して契約を締結する方法である。契約相手を選定する費用や時間の負担が少なく、信頼性の高い相手と契約できるといった利点がある半面、選定についての公正性・透明性や価格面の競争性・経済性などに問題が伴うことから、要件を充たす場合にだけ認められるとするものである。

今回の行政監査は、本市の随意契約の現状を把握するとともに、随意契約における課題を明らかにすることを目的として実施したもので、今後、次項の点に留意され、適切な事務の執行に一層努められたい。

(1) 随意契約とした理由は適切か。

随意契約の必要性が精査されていないもの、その妥当性について判然としないものが見受けられた。また、従前の契約内容の検証があまり行われていない現状である。従前の契約内容をそのまま踏襲するのではなく、適正性を検証し、内容の見直しはその都度行うべきである。あくまでも随意契約は例外的方法であることを改めて認識するとともに、これまでの随意契約の理由を再点検し適正な運用に努めていただきたい。

(2) 随意契約とした根拠は適正か。

随意契約は、契約の目的や内容が競争入札には適さないもので、地方自治法施行令に定める各号に該当する場合に限り認められる契約方法である。起案文書等の契約関係書類には、随意契約とした根拠の適用条項は記載されているものの、適用する各号に誤りが見受けられた。これは、各課の契約担当者の関係法令等に対する知識不足や、安易に前例どおりに契約事務を行っていることが原因であると思われる。今後は、契約案件ごとに、必ず関係法令の条文の確認を行い、併せて、知識を習得していくことが望まれる。また、適用項目で、第2号適用が監査対象の随意契約のうち、最も大きな割合を占めている。同号の根拠としては具体性や合理性に乏しい記載が散見された。同号は主観的な要素が入りやすく、契約価格の固定化や新規参入を阻むことになりやすいため、競争入札の可否についての十分な検討が必要であることから、状況に応じた各号の適用となるよう検討されたい。

(3) 契約の締結内容は適正か。

随意契約に関しては「随意契約ガイドライン（随意契約の適正執行に関する指針）」による運用により、契約手続きの適正化に努めてきたところである。随意契約の契約内容については、特に不適切な事例は見受けられなかったが、各課において実務を行うなかで、契約書は適正に作成されていたものの、関係書類を審査すると、起案文書に鉛筆書きがあるなど、不備な部分も見受けられた。今後、適正に記載されたい。

随意契約事務について監査した結果、おおむね適正と認められた。随意契約の適用にあたっては、法令で定める趣旨に沿った取り扱いを一層厳格に行い、前例にとらわれることなく、契約内容をその都度精査するとともに、随意契約制度の適切な運用に努められたい。随意契約は、一般に事務負担が少なく履行能力のある相手を選べる利点がある半面、競争性に乏しく、運用を誤ると公正性などに問題が生じるおそれがある。随意契約の方法を採用した契約の多くは、同じ方法で契約の更新が行われており、他の競争的な契約方法等への見直しの検討が行われにくい状況にあることがうかがえた。今後は、適用の可否についての的確な判断を行うとともに、公正性、透明性の確保と競争性の向上に努めていただきたい。随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを充分認識し、今後も、適正な運用に努めていただきたい。